

徳島県告示第474号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により意見を聴取したので、同条第3項の規定により、聴取した意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和8年9月18日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

クスリのアオキ山川店

吉野川市山川町前川25番4ほか

2 法第8条第1項の意見の対象となった届出に係る告示

令和8年徳島県告示第215号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件）

3 法第8条第1項の規定により吉野川市から聴取した意見の概要

(1) 騒音の発生に係る事項

騒音により周辺的生活環境が損なわれないよう配慮すること。

苦情等が発生した場合は、対策を講じること。

(2) 廃棄物に係る事項等

処理不適物を混入させないこと。

4 意見の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧の場所 徳島県経済産業部産業成長推進課及び吉野川市産業経済部商工観光課
並びに徳島県経済産業部産業成長推進課ホームページ

(2) 縦覧の期間 令和8年9月18日から同年10月18日まで